

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市長 榊本 頼兼

京都市告示第 172 号

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 階層区分の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表 B 階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表 C 階層の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表備考 1 中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考 2 中「第 9 2 条」を「第 9 2 条第 1 項」に、「第 9 5 条」を「第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで」に、「第 4 1 条」を「第 4 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 1 条の 2」に改め、同備考 3 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同備考 4 中「第 3 2 3 条に規定する市民税」を「第 3 2 3 条本文の規定により市町村民税」に改める。

別表第 3 階層区分の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表 B 階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表 C 階層の項中「市民税額」を「市町村民税額」に改め、同表備考 1 中「市民税額」を「市町村民税額」に、「市民税」を「市町村民税」に改め、同備考 2 中「第 9 2 条」を「第 9 2 条第 1 項」に、「第 9 5 条」を「第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで」に、「第 4 1 条」を「第 4 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 1 条の 2」に改め、同備考 3 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同備考 4 中「第 3 2 3 条に規定する市民税」を「第 3 2 3 条本文の規定により市町村民税」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)